

# 新型コロナウイルスワクチン 接種の準備を進めています

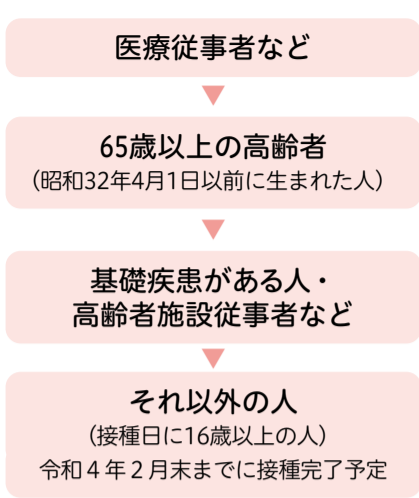
新型コロナウイルスワクチン接種コールセンター ☎917-0462



厚生労働省 ホームページ 那覇市 ホームページ

**Q** ワクチン接種はどのような順番で受けるようになりますか？

**A** 接種の順番は次のように予定しています。



**Q** 接種は何回受けますか？

**A** ファイザー社のワクチンは2回の接種が必要です。1回目の接種後、約3週間後に2回目の接種を受ける必要があります。1回目の接種から3週間を超えた場合は、できるだけ早く2回目の接種を受けてください。

**Q** 接種はどのように受けることができますか？

**A** 接種方法については、かかりつけ医などで接種する個別接種と、市が会場を設置して行う集団接種があります。接種会場や予約の方法については、決定次第お知らせします。

**Q** 接種を受ける際に費用はかかりますか？

**A** 全額公費で接種を行うため、接種にかかる費用は無料です。

ワクチン接種に便乗した詐欺行為が発生しています。行政機関がワクチン接種に関して、現金を要求することはありません。

**Q** 接種を受けるために手続きは必要ですか？

**A** ワクチン接種には、接種券が必要となります。優先順位に従って順次個別に発送します。接種の際に持参するものは、届いたお知らせをご確認ください。

**Q** 接種は必ず受けなければならぬのですか？

**A** ワクチン接種は受けていただくようお願いしていますが、強制ではありません。予防接種による感染症予防の効果と副反応のリスクの双方を理解したうえで、ご本人の同意がある場合に限り、接種が可能です。周りの方などに接種を強制したり、接種を受けていない人に差別的な扱いをしたりすることのないようお願いいたします。

**Q** ワクチンにはどのような効果がありますか？

**A** ファイザー社のワクチンは新型コロナウイルス感染症の発症を予防するものです。感染を予防する効果は評価されていないため、ワクチン接種後も基本的な感染予防対策(マスク着用、3密の回避、手洗いや咳エチケットなど)が必要です。

**Q** ワクチンには副作用がありますか？

**A** ファイザー社のワクチンでは、接種後に注射した部分の痛み、疲労、頭痛、筋肉や関節の痛み、寒気、下痢、発熱などがみられることがあります。こうした症状の大部分は、接種後数日以内に回復しています。また、まれな頻度でアナフィラキシー(急性のアレルギー反応)が発生したことが報告されています。もしアナフィラキシーなどの副反応が見られた場合は、接種会場や医療機関で、すぐに治療を行うこととなります。



## 「那覇市動物の愛護及び管理に関する条例」を6月1日施行 人と動物が調和し共生する 那覇を目指して

環境衛生課 ☎951-1530



近年、犬猫などのペットは「家族の一員」として、深い関わりを持つようになってきました。その一方で、多頭飼育崩壊(ペットを多数飼育した結果、面倒をみきれなくなる)や飼育放棄(ネグレクト)、放し飼いや糞尿被害など、動物に関する様々な問題が全国的に発生しています。

那覇市では、放し飼いや負傷などによる犬猫の収容数は減少していますが、動物に関する苦情・相談は毎年1千件以上寄せられています。

その中で、令和2年6月に改正施行された「動物の愛護及び管理に関する法律」では、犬猫の適正飼養が困難な場合の繁殖制限の義務化などが規定されました。

動物に関する様々な課題や新たな法の規定に対応し、犬猫が収容されることの無い「人と動物との調和がとれた共生する地域社会の実現」に向けて、令和3年6月1日に「那覇市動物の愛護及び管理に関する条例」の施行を予定しています。

### 条例の主なポイント

**1 飼い主は最後まで責任を持って飼います**

動物がその命を終えるまで、愛情と責任を持って飼います。動物の習性などの理解、快適な飼育環境の整備、病気の予防や災害への備えに努め、他人に迷惑を掛けないようにしましょう。また、これから新しく動物を飼おうと思う人も、その動物を責任もって最後まで飼育できるのか、飼う前に十分考えるようにしましょう。



**2 猫の飼養などについて定めました**

飼い猫は、地域への糞尿被害、病気や交通事故を防ぐためにも、屋内で飼育しましょう。

また、飼い主のいない猫へのマナーを守らないエサやりは、地域の生活環境を損なうおそれがあります。エサを与える場合は、ご近所のみなさまの理解を得るようにし、エサをあげた後の食べ残しや糞などの清掃を心がけましょう。また、猫が増えないようにするため不妊去勢手術を受けさせることが重要です。

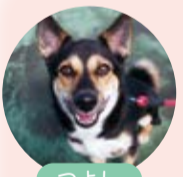


**3 罰則が強化されました**

犬の放し飼いなどに対する市からの措置命令に違反した場合、10万円以下の罰金が科せられます。また、犬による咬傷事故などの発生を届け出なかった場合や市による立ち入り調査を正当な理由なく拒むなどした場合は、5万円以下の罰金または料金が科せられます。

新しい家族を募集しています

詳しくは環境衛生課までお問い合わせください



つよし



シグマ



ミルク



ノワール

広告

## 60歳以上の那覇市民の皆様へ

# シルバー人材センターでの就業を通して一緒に社会参加、健康づくりをしませんか？

シルバーパワーを地域へ還元!!

公益社団法人 那覇市シルバー人材センター  
〒900-0004 那覇市銘苅二丁目3番1号なは市民協働プラザ3階

事前のお問合せはこちら  
☎098-943-5658  
FAX:098-943-5673 E-mail:naha@sjc.ne.jp

詳しくはHPをご覧ください  
<http://nahajc.or.jp>